



新入学(園)児と高齢者の交通事故防止運動

1 新入学(園)児と保護者に対する交通安全教育・指導の徹底



右側を
一列に!



家族ぐるみでの
交通安全指導

高齢
ドライバー



速度を落とし
視野を広く持ち
安全確認を十分に。
過信は禁物!

2 高齢ドライバーと高齢者の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

3 通学・通園路を中心とした交通危険箇所での安全確保(保護誘導活動)の推進

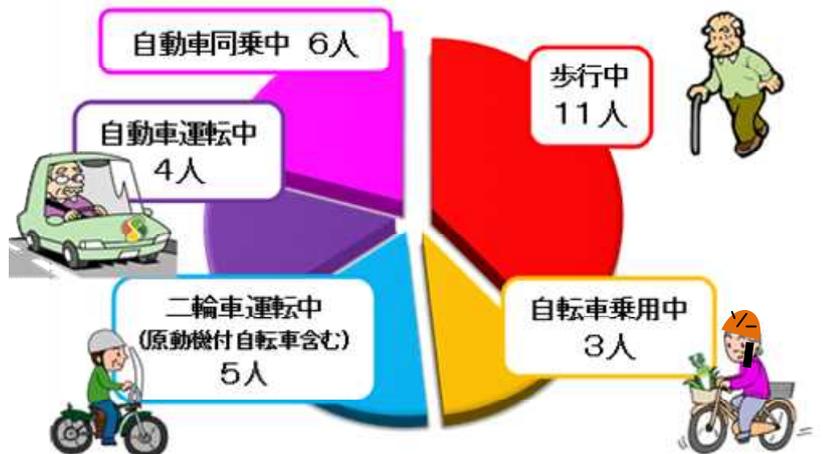


手を
あげよう!

昨年、県内で歩行中に怪我をした子供(小学生以下)は60人で、約5割は自宅から500メートル以内の距離で事故が起きています。

- 通学路や自宅付近を子供(孫)と一緒に歩いて点検しましょう。
- 生活道路では速度を落とし、飛び出しに注意しましょう。

昨年、県内の交通事故死者数は55人で、うち29人(約5割)が65歳以上の高齢者でした。高齢者の死亡事故の特徴は、歩行者が11人と多く、自動車同乗中が6人と次いで多く発生しました。



シートベルトは命綱! 反射材も身に付けて!



あおり運転



あおり運転は、他の車両に対して

- 車間距離を異常に詰める
- ハイビーム、パッシングを繰り返す
- クラクションを執拗に鳴らす
- 左右に進路変更し、車体を振る
- 幅寄せをする

等、進路を譲るよう相手を威嚇したり、嫌がらせをするなどの行為が該当します。

どけどけ!



**絶対
ダメ!**

あおり運転等の悪質・危険な運転は、取締りの対象になります。

「ハイビームやパッシング、クラクション、幅寄せなどによって、他者を威嚇したり嫌がらせをする。」

車間距離保持義務違反
(道路交通法第26条)

例えば...



進路変更禁止違反
(道路交通法第26条)



減光等義務違反
(道路交通法第52条第2項)



交通安全の
ポイント

思いやり・ゆずり合い

「極端に車間距離を詰め進路を譲るよう強要する。」

**ハガキや
メールの
架空請求
詐欺に注意!**

実際に送ってきたハガキです。

消費料金に関する
訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致したのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めて告知致します。

管理番号(わ)309 訴訟取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

連絡先に電話すると、不安をあおって、

※ コンビニの
収納代行サービス
による支払いなどで騙し
取る悪質な手口です。

※ コンビニで十数桁の番号を店員に
伝えて収納代行業者を通して代金を
支払うことができるサービス

県内各地で「ハガキが送られてきた」等の相談が寄せられています。ハガキを受けても記載されている連絡先には電話しないで、警察等へ相談してください。

施設の窓口に掲示するなど、必要な方々にご覧いただけるようご協力ください。

FAX配信からインターネットのE-mail配信に変更のご希望があれば、

下記にご連絡ください。また、県警HPでもご覧いただけます。

滋賀県警察本部交通企画課 高齢者交通安全推進室 ふれあいチーム

TEL 077-522-1231 (代表) Eメール x0022@police.pref.shiga.jp